平成２３年（フ）第５１５号
和歌山市宇田森９番地の５　ニューかわながが団地４－１－106
債務者　大地　康之
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
和歌山市松江東１丁目３番46号
債務者　野村美代子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４号
和歌山県有田郡湯浅町大字山田1916番地１　県営住宅御殿場団地２号棟２－36号室
債務者　新納富多恵
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６５号
和歌山市田尻575番地の14　コーポホワイト名草２－Ｌ
債務者　田端　真希
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８０号
和歌山市楠本239番地の４
債務者　大峰　勝子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
和歌山市十番丁56番地　朝日プラザ十番丁404号
債務者　大峰　勝吾
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８２号
和歌山市府中565番地の７、住民票上の住所　和歌山市楠本239番地の４
債務者　大峰　章典
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８７号
和歌山県岩出市西野160番地の１　501号
債務者　丸山　順一
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９４号
和歌山市黒田269番地の４　中野ハイツ101号
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９８号
和歌山市船所81番地の84
債務者　芝　穂津美
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１００号
和歌山市古屋215番地の１
債務者　中西　勝己
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
山口市小郡金堀町28番11号
債務者　松永　隆明
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
釧路市鳥取北３丁目２番14号
債務者　田中　　翼（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６０号
岡山市東区可知５丁目136番地17
債務者　山根　謙治
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３号
岡山市中区湊451番地　県営住宅Ｂ－４
債務者　冨川加代子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９号
岡山県瀬戸内市牛窓町長浜474番地34
債務者　高祖　征男
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月６日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４号
大分県中津市大字田尻1472番地１
債務者　上ノ段　勝
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月４日午後３時　大分地方裁判所中津支部破産再生係